

仕事と育児・家庭の両立支援奨励金について

男女共同参画課

1 事業の目的

仕事と育児・介護等の両立に向け、退職者の再雇用と休暇・休業の取得しやすい職場づくりに対する奨励金制度を創設する。

2 事業の概要

(1) 支給対象者

常時雇用労働者数300人以下の県内事業所で、「次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定した事業所」、「男女イキイキ職場推進協定事業所」又は「家庭教育応援団企業」を対象とする。

(2) 支給要件

再雇用奨励金

就業規則等で、結婚、出産、育児、介護等を理由に退職した労働者を、就業が可能となったときに正社員として再雇用する制度を規定し、かつ、再雇用の実績があったこと。

管理職休業等奨励金

就業規則等で、育児のための勤務時間の短縮、介護休業又は介護のための勤務時間の短縮を規定し、かつ、次のいずれかの実績があったこと。

ア 男性管理職が、1カ月以上の育児のための短時間勤務を適用したこと

イ 管理職が、10日以上介護休業又は1カ月以上の介護のための短時間勤務を適用したこと

(3) 支給額

再雇用奨励金 事業所に対して再雇用者1人につき50万円

管理職休業等奨励金 事業所に対して一律20万円(1事業所1回限り)

なお、両方に該当した場合は、それぞれについて支給する。

3 予算額 14,155千円

(内 訳)

- ・再雇用奨励金 10,000千円 (50万円×20件)
- ・管理職休業等奨励金 4,000千円 (20万円×20件)
- ・事務費 155千円 (旅費、需用費、役務費)

再雇用奨励金は「安心こども基金」から繰入